

次期保健福祉総合計画各論の
複数分野に関連する項目の記載状況について
(10月23日時点)

目次

1	包括的な相談支援	・・・	1 ページ
2	権利擁護・成年後見	・・・	10 ページ
3	災害時支援	・・・	13 ページ
4	新型コロナウイルス感染症	・・・	17 ページ
5	難病	・・・	20 ページ
6	ひきこもり	・・・	23 ページ

1 包括的な相談支援

地 域

施策 5－1 地域との連携による課題把握の仕組みづくり

- 社会的孤立など様々な課題を抱える人が、自己肯定感や自己有用感を回復して「やりがい」や「生きがい」を引き出すため、他者や地域、社会と関わる機会の創出に努めます。
- 高齢者や障がい者などの相談支援に関わる多職種や多機関の連携とともに、地域住民や自治会・町内会等の地域住民組織、民生委員をはじめ、社会福祉法人、福祉事業所など、地域の多様な関係者による気づきや支援のネットワークの充実を図ります。
- ネットワークの充実に当たっては、行政の取組みだけではなく、地域ごとの社会資源の状況や社会福祉連携推進法人制度など近年の制度改正等を踏まえ、社会福祉法人やNPOといった主体ごとの特性や専門性を活かした取組みを支援します。
- 社会的なつながりが弱い孤立者などの個別支援にも資するよう、社協等とも連携し、多様な地域のネットワークと連携した取組みを支援します。

「子ども家庭支援体制の充実」

- 子ども家庭総合支援拠点において、子どもプラザ（地域子育て支援拠点事業）、民生委員・児童委員や主任児童委員、社会福祉協議会の地域福祉ソーシャルワーカー、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業者、学校などの各機関や、居場所づくり等の地域活動に関わる住民と連携し、より身近な場所で子どもや家庭に寄り添い、課題を早期に把握し、支援できる地域づくりを推進します。（施策 1〇）。
※ 第5次子ども総合計画より抜粋

【現在の主な事業】

事業名	事業概要
ふれあいネットワーク <社協>【再掲】	地域住民や団体がネットワークをつくり、高齢者などの見守り活動等を実施
地域福祉ソーシャルワーカー (CSW) の配置 <社協>【再掲】	区社協の校区担当職員を全員地域福祉ソーシャルワーカー(CSW)として配置し、各区社協が蓄積した支援ノウハウや先進事例等を共有し、地域での見守りの仕組みづくりや居場所づくり、助け合い活動を支援
地域ケア会議の開催	専門職と地域の関係者などが地域課題を把握し、課題解決に向けて検討を進める会議を市、区、概ね中学校区、小学校区、個別レベルに設置
ふくおかライフレスキュー事業 への参画 <社協>	社会福祉法により社会福祉法人の責務とされた「地域における公益的な取組み」として、福岡県社会福祉法人経営者協議会と福岡県社協が主管する「ふくおかライフレスキュー事業」に市社協が参画し、社会的に孤立し、必要であるにもかかわらず制度やサービス等につながっていない方などに対し、地域の社会福祉法人と協働して専門性や資源を生かした緊急的支援、制度の狭間にある生活課題の解決を図る支援を実施

関連する施策

※「地域ケア会議の推進」高齢者分野に記載予定

関連する施策

※「認知症の人や家族への支援の充実」高齢者分野に記載予定

関連する施策

※「住み慣れた地域で生活を続けられる体制づくり」障がい者分野に記載予定

地 域

施策 5－4 複合的な課題解決に向けた連携強化

- 関係機関や多職種連携の推進、地域生活課題の相談体制充実とともに、既存の制度だけでは対応が難しい課題を抱える人や、課題を抱えながらも潜在化している人などについて早期に支援につなげ、包括的に寄り添いながら支援する取組みなど、包括的な支援体制の構築に向けた取組みを進めます。
- 各専門相談機関等が抱える複合化・複雑化した地域生活課題に対応するため、多機関協働の機能強化に向けた検討を進めます。

「子ども家庭支援体制の充実」

- 各区役所を子ども家庭総合支援拠点として身近な場所での在宅支援体制を強化し、子ども総合相談センター（児童相談所）と区役所の機能分化を推進することにより、児童虐待の発生・再発の予防などに取り組みます（施策10）。

【主な事業】

- ・区子育て支援推進事業
- ・家庭児童相談室
- ・要保護児童支援地域協議会 など

※ 第5次子ども総合計画より抜粋

「住宅確保要配慮者に対する居住支援の充実」

1 居住支援体制の構築

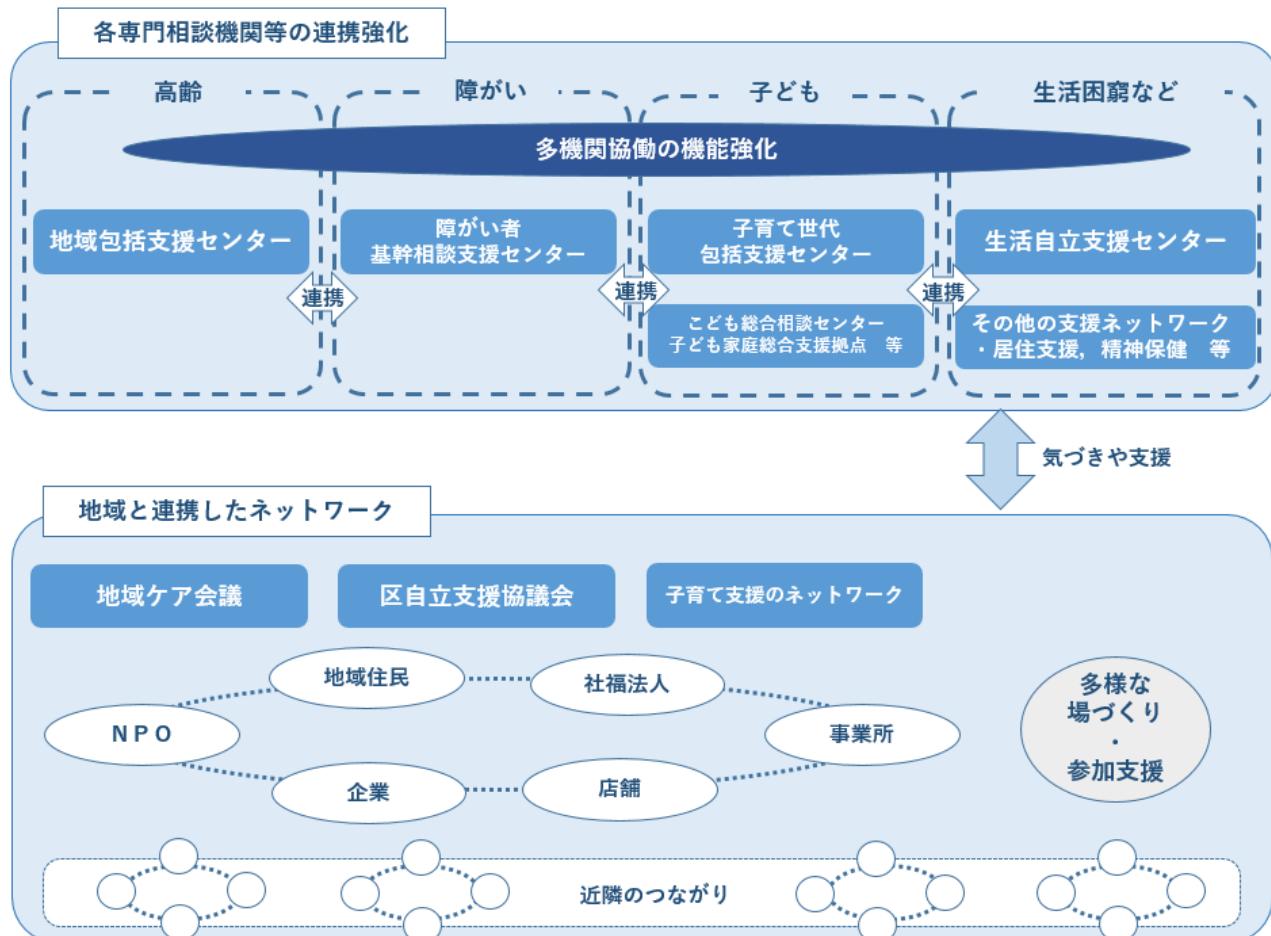
- 行政と公的・民間賃貸住宅事業者、NPO等の民間支援団体などの連携により、低額所得者や高齢者などの住宅確保要配慮者が、それぞれの状況に応じて適切な住宅を確保できるように、福祉的配慮や入居・生活支援などに取り組み、居住支援の充実を図ります。（第4章 基本方針2）

【現在の主な事業】

- ・福岡市居住支援協議会の充実
- ・居住支援法人との連携

※ 福岡市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画より抜粋

【図表〇】包括的な支援体制の構築に向けた連携強化



【現在の主な事業】

事業名	事業概要
いきいきセンターふくおか運営	高齢者の健康や福祉、介護、権利擁護等に関する相談に応じ、身体状況に適した助言を行うなど、高齢者の自立した生活維持に向けた支援を実施。センターの円滑・適正な運営を図るため、職能団体や介護保険被保険者などで構成する地域包括支援センター運営協議会を設置
区障がい者基幹相談支援センター	学齢以上の障がい児・者等を対象とする24時間対応の一次相談窓口で、地域の障がい福祉サービス事業所等関係機関との連携を図るなど、地域の体制づくりも実施
住まいサポートふくおか (福岡市居住支援協議会事業) <市、社協>	住み替えでお困りの高齢者等を支援するため、福岡市社会福祉協議会をコーディネーターとして、入居に協力する「協力店」の確保や入居支援を行う「支援団体」によるプラットフォームを構築し、民間賃貸住宅への円滑入居及び入居後の生活を支援
セーフティネット住宅入居支援事業	住宅セーフティネット機能強化を図るため、高齢者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅(セーフティネット住宅)の登録促進に向け、入居者負担低減及び居住環境向上のための経済的支援を実施(改修費補助、家賃低廉化補助、家賃債務保証料低廉化補助)

関連する施策

※「こころの健康づくりの推進」健康分野に記載予定

施策 1－5 こころの健康づくりの推進（精神保健対策の推進）

- メンタルヘルスに関する正しい知識の普及啓発に努め、こころの健康づくりを推進します。
- うつ病や様々な依存症など、こころの病気の正しい理解と早期発見・早期治療の啓発を行うとともに、精神障がいのある人が地域で安心して生活できるように、本人や家族などへの相談支援体制の充実を図ります。また、複合的な課題を有する場合については、関係課・関係機関が連携して解決にあたります。
- ひきこもり支援については、相談機関の周知や市民への理解促進をさらに進めるとともに、関係機関との連携強化を行い、一人ひとりに合った効果的な支援を推進します。
- 自殺対策については、自殺予防に関する相談支援を強化するとともに、「福岡市自殺対策総合計画」に基づき、様々な分野におけるゲートキーパーの養成や自殺未遂者への支援、若年層への自殺予防教育など、自殺対策を総合的に推進します。

【現在の主な事業】

事業名	事業概要
健康づくり関連事業	保健福祉センターや公民館などで行う健康づくりに関する教室などでメンタルヘルスに関する情報提供
精神保健相談・訪問指導事業	こころの健康相談、訪問指導、母子精神保健相談を実施
ひきこもり対策推進事業	ひきこもり専門相談、家族教室、市民講演会、支援者研修会を実施、ひきこもり成年地域支援センターの開設
自殺予防対策事業	うつ予防教室、ゲートキーパー養成講座、自殺予防キャンペーン、自殺対策推進センター事業の実施

関連する施策

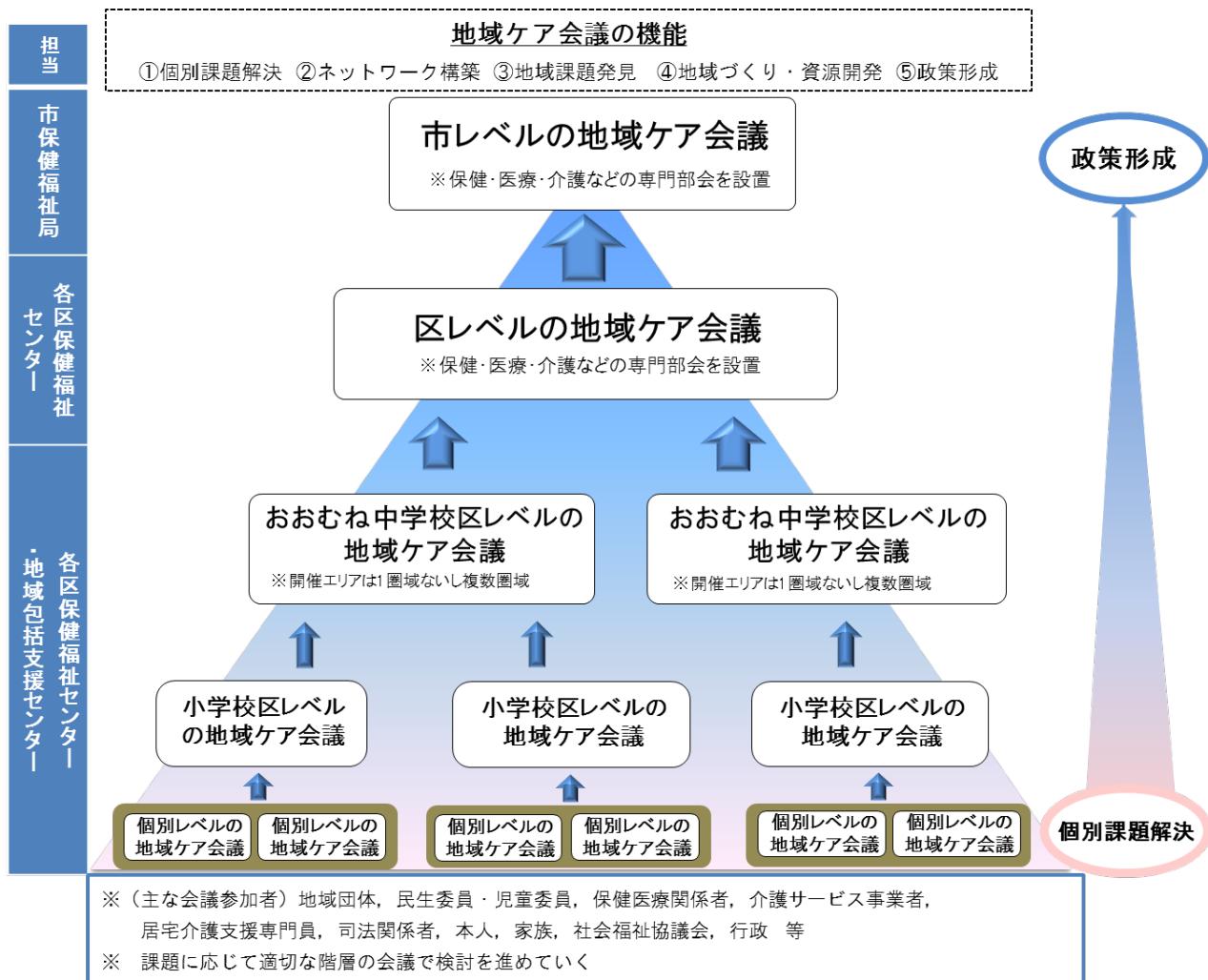
※精神障がい者の地域生活支援については、障がい者分野に記載予定

※依存症対策については、障がい者分野に記載予定

施策 1－2 地域ケア会議の推進

- 福岡市では「地域ケア会議」を、市・区・おおむね中学校区・小学校区、個別の各階層に設置し、保健・医療・介護などの専門職や地域住民との共働のもと、それぞれの課題解決能力の向上や、地域の関係機関相互の連携を高めていきます。
- 多世代に向けた自立生活の啓発活動として40～50代向けに「ゆる～く備える親の介護講座」や、最後まで自分らしく生きるために支援として概ね60歳以上向けに「終活支援事業」等、分野横断的な取組みをさらに進めています。
- 個別レベルでの地域ケア会議では、介護予防の観点で高齢者の自立を支援していくための「自立支援に資する地域ケア会議」を実施していきます。

【図表●】福岡市の地域ケア会議



出典：福岡市作成

【現在の主な事業】

事業名	事業概要
地域ケア会議の開催	専門職と地域の関係者などが地域課題を把握し、課題解決に向けて検討を進める会議を市、区、おおむね中学校区、小学校区、個別レベルに設置 2018年度（平成30年度）からは、介護予防の観点を強化した自立支援型地域ケア会議を開催。高齢者一人ひとりの生活の質の向上とともに、会議参加者のスキルアップの場となるよう実施

施策 5-3 認知症の人や家族への支援の充実

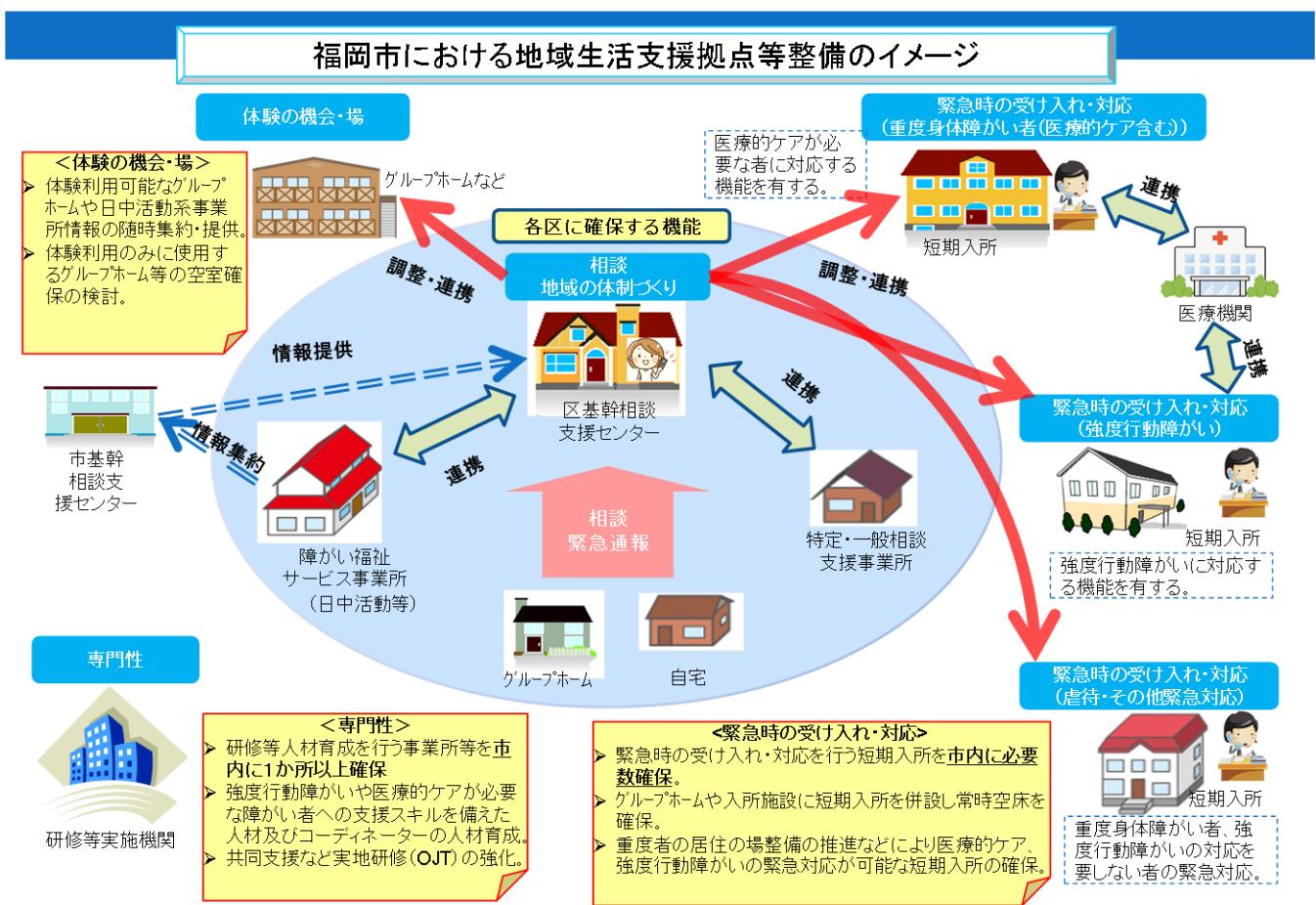
- 家族など介護者への支援の充実を行い、介護者の精神的・身体的負担軽減と認知症人の生活の質の改善につなげます。
- 認知症本人が自身の経験を踏まえ、同じ立場にある認知症の人の相談や交流を実施することにより、認知症本人も当事者の暮らしを支える担い手として活動できるよう支援します。
- 認知症の人や家族、地域住民が気軽に集い、専門家等を交え、相談、交流、情報交換できる認知症カフェの開設を促進し、認知症の人や家族の居場所づくりを図り、地域で支え合う体制づくりに取り組みます。
- 若年性認知症については、啓発により早期受診につなげるとともに、若年性認知症の人の特性を踏まえた、相談対応・就労・居場所づくりなどの支援に取り組みます。
- 本人の身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、成年後見制度の利用が必要な人の発見・支援に努め、早期の段階から本人と関わり支援できるよう、地域連携ネットワークづくりに取り組みます。

【現在の主な事業】

事業名	事業概要
認知症高齢者家族介護者支援事業	認知症介護経験のあるボランティアが、認知症の人の見守り、話し相手、家族の相談に応じることで、認知症の人の介護者の負担を軽減
認知症の人の見守りネットワーク事業	行方不明になった認知症の人の早期発見・保護や、介護者の負担軽減につながるよう、認知症の人の登録制度や、捜してメールの配信等を実施
認知症本人のピアサポート活動支援事業	認知症の人同士の交流、相談ができる場である認知症本人ミーティングや認知症本人の声発信の機会を設定
認知症カフェ設置促進事業	認知症の人や家族の居場所づくりなどのため認知症カフェの開設を支援
認知症普及啓発事業	認知症サポーター養成講座の実施、若年性認知症講演会の実施等
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分で成年後見の申立てを行う親族がいない高齢者等について、市長による成年後見制度利用のための申立てを行い、後見人などによる支援を確保。市長申立てにおいて費用負担が困難な場合の申立費用や後見人報酬を助成
成年後見制度利用促進体制整備	権利擁護や意思決定支援が必要な認知症や障がいのある方など、成年後見を必要とする人が制度を利用しやすい社会をつくっていくための取組みの中核となる機関（中核機関）を開設し、成年後見制度利用促進に向けた体制を整備

施策 1－1 住み慣れた地域で生活を続けられる体制づくり

- 区障がい者基幹相談支援センターにおいて、学齢以上の障がい児・者等を対象とする24時間対応の一次相談窓口として、引き続き支援に取り組みます。
 - 区障がい者基幹相談支援センターの積極的な訪問による相談対応や地域団体などと連携により、障がいのある人を地域で見守る仕組みづくりなど地域福祉の基盤づくりを推進します。
 - 福岡市障がい者等地域生活支援協議会の専門部会において、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、これまで取り組んできた地域生活支援拠点等について定期的に評価し、課題解決に向けて検討するとともに、その機能の充実・強化に取り組みます。



- 市障がい者基幹相談支援センターは区障がい者基幹相談支援センターのコーディネーター向けの研修の充実・強化を図るとともに、区障がい者基幹相談支援センターへの訪問・助言等を行い、人材育成に取り組みます
 - 触法障がい者の支援について、関係機関を対象とした講演会や研修などを行うとともに、社会資源の開発、改善に取り組みます。
 - 精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者・当事者等による協議の場を通じて、関係機関の重層的な連携

による支援体制を構築し、地域の課題を共有した上で、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に資する取組みをおこないます。

○精神障がい者が安心して暮らしやすくなるための普及啓発を推進します。

○障がい者手帳の取得の有無に関わらず、障がいのある人もしくは障がいが疑われる人で、本人が抱えている課題の解決につながっていない人についても、保健・医療・その他専門機関と連携し、支援に取り組みます。

【現在の主な事業】

事業名	事業概要
計画相談支援	特定相談支援事業所が利用者の状況を勘案し、サービス等利用計画を作成。作成後は計画が適切かどうか定期的に検証し必要な支援を実施
地域移行支援	施設や精神科病院から退所・退院する人に対して、地域における生活に移行するための活動に関する相談等を実施
地域定着支援	施設・精神科病院からの退所・退院により単身生活に移行した人などに対して、常時の連絡体制を確保し、緊急事態の相談等を実施
自立生活援助	入所施設から一人暮らしに移行した人等に対する定期的な利用者宅訪問等により、助言や関係機関との連絡調整等を実施
身体障がい者相談員 知的障がい者相談員	障がい児・者の日常生活の問題について、地域において相談員が各種相談に応じるとともに、援助を実施
市障がい者基幹相談支援センター（虐待防止センター）	障がい者の虐待防止支援及び地域生活に関する相談支援の中核的機能を一體的に併せ持ち、障がい者の相談支援体制の充実・強化と区障がい者基幹相談支援センターの支援及び人材育成を実施
区障がい者基幹相談支援センター	学齢以上の障がい児・者等を対象とする24時間対応の一次相談窓口で、地域の障がい福祉サービス事業所等関係機関との連携を図るなど、地域の体制づくりも実施
聴覚障がい者情報センター	聴覚障がい者や盲ろう者などの各種相談に応じるとともに、総合的なコミュニケーション支援を実施
ろうあ者相談員・手話通訳者の配置	各区福祉・介護保険課に、聴覚障がい者の各種相談に応じるろうあ者相談員又は手話通訳者を配置
発達障がい者支援センター（ゆうゆうセンター）	発達障がいについて、相談や普及啓発、研修等を実施
心身障がい福祉センター（あいあいセンター）	障がい者の相談・診断・リハビリテーション・自立訓練等を実施し、障がい児（未就学児）の相談・診断・療育支援等を実施
東部・西部療育センター	障がい児（未就学児）の相談・診断・療育支援等を実施
発達教育センター	障がいのある子どもたちの就学相談や教育相談などを実施
障がい者の地域生活支援機能強化事業	障がい者の地域での暮らしの安心感を担保し、障がい者の親元からの自立や施設等からの地域生活への移行、地域生活の継続を図るために地域生活支援機能の強化を実施

事業名	事業概要
緊急時の受け入れ・対応事業	介護者の急病など緊急時に、短期入所事業所などで一時的な受け入れを実施
グループホーム	主として夜間において、地域で共同生活を営む住居での相談や介護など、日常生活上の援助を実施
障がい者等地域生活支援協議会	障がい児・者の福祉、医療、教育、雇用などの各分野の関係者等が相互の連携を図り、地域における障がい児・者へのよりよい支援体制について協議するために設置
コミュニケーション支援員等派遣事業	意思疎通が困難な障がい者の短期入所先へ日常的に支援を行っているヘルパー等のコミュニケーション支援員を派遣し、共同支援を実施
触法障がい者支援スキーム	県弁護士会からの依頼に基づき、市・区障がい者基幹相談支援センターが福祉・医療機関等と連携して、触法障がい者の個々の特性を踏まえた、更生支援計画書を作成することにより、釈放後の円滑かつ適切な支援を実施
精神障がい者支援体制の構築推進事業	保健・医療・福祉関係者協議の場の設置、精神障がい者の家族支援、精神障がい者の地域移行関係職員に対する研修やピアサポートの活用に係る事業についての検討、アウトリーチ支援に係る事業についての検討、入院中の精神障がい者の地域移行に係る事業についての検討を実施
一般精神保健相談・訪問指導事業	精神保健相談、訪問指導などを実施し、精神障がいの早期発見・治療を促進
精神保健家族講座	精神障がい者の家族に対して、正しい知識の普及を図るとともに、家族相互の交流を促進
精神科救急医療システム事業	休日、夜間等に緊急な医療を必要とする精神障がい者に対し、24時間365日速やかに適正な医療を提供できる体制を整備
ピアスタッフスキルアップ研修	地域活動支援センターや事業所などでスタッフやボランティアとして従事している精神障がい者を対象に、対人面のスキルアップや仲間づくりなどを目的とした研修会を実施
精神保健福祉啓発交流事業	講演会や作品展等の「ハートメディア」や「ピアサポート講座」を実施
地域活動支援センターⅠ型	精神障がい者に対し、創作的活動などを提供するとともに、相談支援などを実施
地域活動支援センターⅡ型・Ⅲ型・Ⅳ型等	創作的活動又は生産活動を提供し、社会との交流を促進

2 権利擁護・成年後見

地 域

施策 5－2 権利擁護の体制充実とサービスの利用支援

【権利擁護の取組み】

- 高齢者や障がいのある人、児童に対する虐待、配偶者による暴力などについて、未然防止に向けた啓発、見守りによる早期発見、通報先の周知を行い、関係機関と連携し対応していきます。
- 判断能力が十分でない人を対象に、契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理を行う日常生活自立支援事業の普及・啓発とともに、事業の充実を図ります。

「児童虐待防止対策と在宅支援の強化」

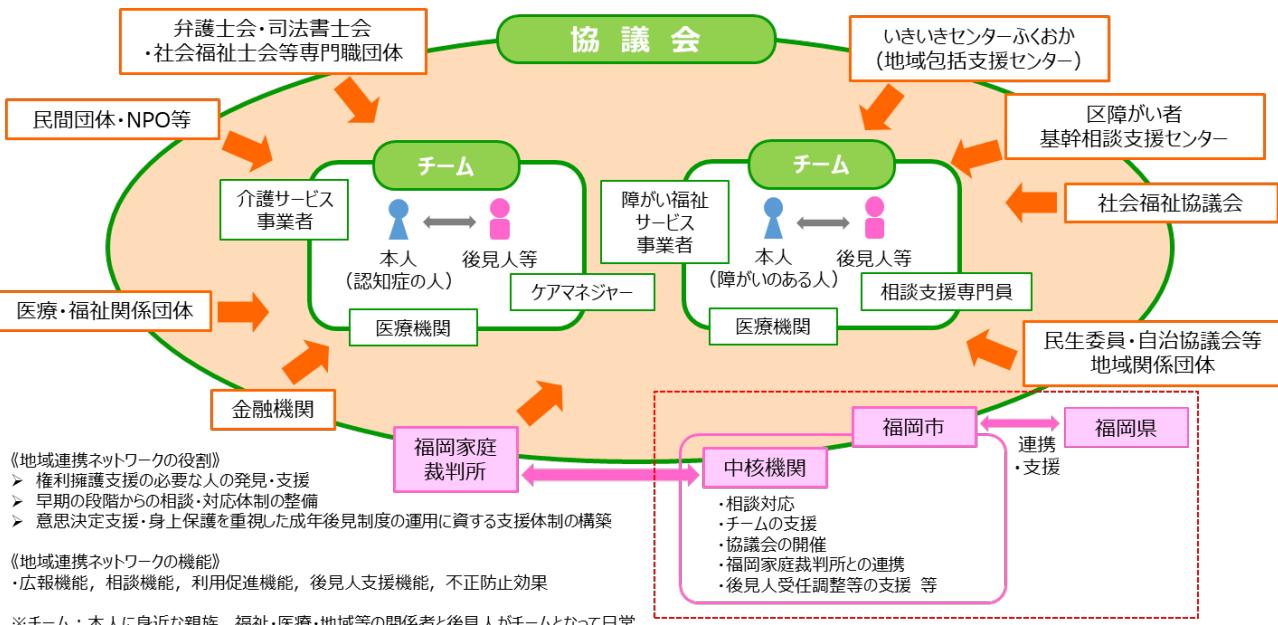
- 区役所・要保護児童支援地域協議会を中心に、学校や医療機関などと連携し、虐待の未然防止から、早期発見・早期対応、再発防止、被害を受けた子どもの回復と自立まで、切れ目のない取り組みを社会全体で推進します（施策11）。

※ 第5次子ども総合計画より抜粋

【成年後見制度の利用促進】

- 成年後見制度利用促進のための広報を行うとともに、家庭裁判所、権利擁護の相談窓口である県弁護士会、司法書士会や社会福祉士会などと、いきいきセンターふくおか（地域包括支援センター）、区障がい者基幹相談支援センター、区保健福祉センター、市社協との情報共有や連携強化に引き続き努めています。
- 国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、「広報」「相談」「成年後見制度利用促進（支援内容や後見人等候補者の検討等）」「後見人支援」などの機能を担い、成年後見制度の利用促進に向けた中核的な役割を果たす機関を設置し、その機能を段階的に整備していきます。
- 本人の身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、権利擁護の必要な人の発見・支援に努め、早期の段階から本人と関わり支援できるよう、地域連携ネットワークづくりに取り組みます。
- 地域連携ネットワークの機能・役割が適切に発揮されるよう、専門職団体、医療・金融等の関係機関や団体、家庭裁判所、行政等の関係者が集まり、協議できる場づくりに取り組みます。

【図表〇】成年後見制度に係る地域連携ネットワーク



資料：福岡市作成

【現在の主な事業】

事業名	事業概要
市民後見人養成事業	成年後見制度の新たな担い手である“市民後見人”を養成。養成研修を修了した人は、社協が行う法人後見事業の実務担当者や地域福祉活動の核となる人材として活動。また、家庭裁判所から選任された市民後見人が活動するための仕組みを検討
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分で成年後見の申立てを行う親族がいない高齢者等について、市長による成年後見制度利用のための申立てを行い、後見人などによる支援を確保。市長申立てにおいて費用負担が困難な場合の申立費用や後見人報酬を助成
成年後見制度利用促進体制整備	権利擁護や意思決定支援が必要な認知症や障がいのある方など、成年後見を必要とする人が制度を利用しやすい社会をつくるための取組みの中核となる機関（中核機関）を開設し、成年後見制度利用促進に向けた体制を整備
日常生活自立支援事業 <社協>	高齢による認知症や精神・知的障がいにより、日常生活上の判断に不安を感じている方の日常金銭管理、福祉サービス利用援助、日常生活支援等を実施

関連する施策

※「認知症の人や家族への支援の充実」高齢者分野に記載予定

関連する施策

※「権利擁護・虐待防止の推進」障がい者分野に記載予定

施策5－3 認知症の人や家族への支援の充実

※本資料の6ページを参照

施策2－2 権利擁護・虐待防止の推進

- 障がいのある人が社会の一員として尊重され、自らの考えに基づいた決定をし、その考え方を表明したり、行動したりするための支援のあり方を踏まえながら、障がい者110番や区基幹相談支援センターにおいて権利擁護に関する相談等を行います。
- 成年後見制度の利用が必要な人については、早期から将来を見据えて、制度の周知や利用の促進、地域連携ネットワークづくりに取り組みます。
- 障がい者虐待の防止及び早期発見のための啓発活動に取り組むとともに、虐待の通報・届出受理後は虐待再発防止のために速やかに養護者、施設従事者、使用者及び被虐待者に対し支援を行います。

【現在の主な事業】

事業名	事業概要
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分で成年後見の申立てを行う親族がない高齢者などについて、市長による成年後見制度利用のための申立てを行い、後見人などによる支援を確保。市長申立てに必要となる費用負担が困難な場合の申立費用や後見人報酬を助成
成年後見制度利用促進体制整備	権利擁護や意思決定支援が必要な認知症や障がいのある方など、成年後見を必要とする人が制度を利用しやすい社会をつくるための取組みの中核となる機関（中核機関）を開設し、成年後見制度利用促進に向けた体制を整備
日常生活自立支援事業＜社協＞	高齢による認知症や精神・知的障がいにより、日常生活上の判断に不安を感じている方の日常金銭管理、福祉サービス利用援助、日常生活支援などを実施
福岡市障がい者110番【再掲】	障がい者の権利擁護や差別解消に係る相談等に対応するための常設相談窓口を設置し、内容に応じて専門相談を行うほか、必要に応じて専門機関との連絡調整、支援などを実施
精神科入院患者の人権確保等	病院実地指導、現地診察などにより病院の適正な管理運営と入院患者の人権確保を図るほか、精神医療審査会において、入院患者などからの退院請求や処遇改善請求の審査を実施
市障がい者基幹相談支援センター（虐待防止センター）【再掲】	障がい者の虐待防止支援及び地域生活に関する相談支援の中核的機能を一體的に併せ持ち、障がい者の相談支援体制の充実・強化と区障がい者基幹相談支援センターの支援及び人材育成を実施
区障がい者基幹相談支援センター【再掲】	学齢以上の障がい児・者等を対象とする24時間対応の一次相談窓口で、地域の障がい福祉サービス事業所等関係機関との連携を図るなど、地域の体制づくりも実施

※権利擁護への取組みについては、地域分野の施策 5-2 (P. ●●●) と関連あり

3 災害時支援

地 域

施策 2-4 見守りと災害時の助け合いの連携

- 日頃から災害時の避難等に支援を要する人々（以下、「要支援者」という。）に関する情報交換や見守り活動の充実を支援します。
- 地域の自主防災組織などが行う防災訓練への住民の参加を促すとともに、要支援者への情報伝達や避難支援等を含む防災訓練が実施されるよう支援します。
- 災害対策基本法の定めにより、災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に、特に避難支援等をする者の名簿（以下、「避難行動要支援者名簿」という。）を作成し、名簿情報（以下、この頁において「情報」という。）を提供することについて、本人の同意を得た者の情報を災害の発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）に提供します。
- 防災に関する出前講座の実施や避難支援等関係者向けのハンドブックを作成・配布するなど、避難行動要支援者名簿制度の周知に努め、個別計画の作成支援など避難支援等関係者による災害時の避難支援等を促進します。
- また、名簿情報の提供に際しては、情報の提供を受ける者に対して、情報漏えい防止のための措置を講じるよう指導します。
- 要配慮者については、その健康状態などに留意し、必要に応じて、避難所内に福祉避難室を設けるとともに、避難所での生活が困難な要配慮者のための福祉避難所の確保を行います。さらに市社協が運営する災害ボランティアセンターとの連携により、災害時の支援体制を構築するとともに、避難所や災害ボランティアセンターの運営に関しては、地域住民やボランティア、NPO や大学・企業等、多様な主体との連携・共働に努めます。
- 避難所の運営においては、男女双方の視点や性的マイノリティ、高齢者、障がい者、外国人等の視点にも配慮するなど、適切な支援に努めます。
- 指定避難所以外の避難者（車中泊・テント泊・在宅）については、ICT の活用や地域の協力などにより、必要な支援を行います。
- 災害情報の取得が難しい聴覚・視覚障がい者や外国人、観光客、ビジネス客に対しても、避難情報の提供や避難場所の明示について配慮します。

【現在の主な事業】

事業名	事業概要
ふれあいネットワーク <社協>【再掲】	地域住民や団体がネットワークをつくり、高齢者などの見守り活動等を実施
災害ボランティア活動推進事業 <社協>	災害への備えについて市民意識の向上を図るとともに、災害時の支援活動に迅速に対応できる人材の育成を目的とした研修・講座・訓練を実施
「地域福祉活動における個人情報共有化に関する取扱いの指針」の普及啓発出前講座 <社協>【再掲】	個人情報の保護と活用についての正しい理解を促し、地域で個人情報の取扱いのルール作りが進むよう、地域福祉活動推進の視点から作成した指針を活用した出前講座を実施
福祉避難所	福祉施設等と福祉避難所の指定に関する協定を締結し、避難所での生活が困難な者を受け入れるための二次避難所として開設

関連する施策

※「災害対策の推進」高齢者分野に記載予定

関連する施策

※「災害対策の推進」障がい者分野に記載予定

健 康

施策 2－2 救急医療体制・災害時の保健医療体制の充実

- 市立急患診療所の待ち時間対策として、引き続き患者急増期における診療体制の強化や、ＩＣＴの活用による業務の効率化を図るほか、急患診療所の適正な利用について市民への救急医療に関する広報・啓発の充実に取り組みます。また、安全・安心な医療を提供するため、関係機関と連携し、休日・夜間における診療体制の確保に努めます。
- 急患診療所の従事者にかかる働き方改革の影響について、必要に応じて医師会などの関係機関と協議するなど、持続可能な救急医療体制の構築を図ります。
- 災害時における医療を確実に提供するため、医療供給体制の検討や DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の編成を進めるとともに、医師会や福岡県などの関係機関との協力体制の構築を図ります。また、被災者の健康維持のため、避難所などにおける公衆衛生、健康管理にかかる取組みを関係機関と連携して実施します。

【現在の主な事業】

事業名	事業概要
市立急患診療所事業	市立急患診療所を設置し、休日などにおける急病患者に適切な医療を提供

施策 2－4 災害対策の推進

- 災害時に支援を必要とする高齢者が円滑に避難できるよう、平常時から避難行動要支援者名簿の管理や地域の見守り活動等の仕組みづくりを進めるとともに、防災担当部署、区役所、社会福祉協議会などの関係機関と連携して避難支援の体制構築を図ります。
- 一般的な避難所や福祉避難室での生活が困難な高齢者等のための福祉避難所の確保、さらに市社協が運営する災害ボランティアセンターなどとの連携により、災害発生時の支援体制の構築を図ります。また、福祉避難所等で必要となる食糧等は、施設などと連携しながら確保を行っていきます。

【現在の主な事業】

事業名	事業概要
ふれあいネットワーク <社協>	地域住民や団体がネットワークをつくり、高齢者などの見守り活動等を実施
災害ボランティア活動推進事業 <社協>	災害への備えについて市民意識の向上を図るとともに、災害時の支援活動に迅速に対応できる人材の育成を目的とした研修・講座・訓練を実施
福祉避難所の確保	一般的な避難所や福祉避難室での生活が困難な高齢者を受け入れるための福祉避難所を確保（施設自体の安全性やバリアフリー化が図られていること、避難スペースや職員の確保などを要件に、老人福祉施設等と協定を締結）

関連する施策

※見守りと災害時の助け合いの連携については、地域分野に記載予定

施策 1－6 災害対策の推進

- 災害時に障がい者が円滑に避難できるよう、平常時から避難行動要支援者名簿の管理や地域の見守り活動等の仕組みづくりを進めるとともに、防災担当部署、区役所、社会福祉協議会などの関係機関と連携して避難支援の体制構築を図ります。
- また、名簿情報の提供に際しては、提供を受けるものに対して、情報漏洩防止のための措置を講じるよう指導します。
- 公民館などの避難所や同避難所内に必要に応じ設置される福祉避難室での生活が困難な障がい者のための福祉避難所の確保、さらに市社協が運営する災害ボランティアセンターなどとの連携により、災害発生時の支援体制の構築を図ります。また、福祉避難所などで必要となる食料等は、施設などと連携しながら確保に取り組みます。
- 特別な支援を必要とする障がい者については、医療機関との連携など適切な配慮がされるよう取り組みます。
- 災害発生時、情報の取得が難しい聴覚・視覚障がい者に対し、避難情報の提供や避難場所の明示について配慮します。

【現在の主な事業】

事業名	事業概要
ふれあいネットワーク＜社協＞	地域住民や団体がネットワークをつくり、高齢者などの見守り活動等を実施
災害ボランティア活動推進事業 ＜社協＞	災害への備えについて市民意識の向上を図るとともに、災害時の支援活動に迅速に対応できる人材の育成を目的とした研修・講座・訓練を実施
「地域福祉活動における個人情報共有化に関する取扱いの指針」 の普及啓発出前講座＜社協＞	個人情報の保護と活用についての正しい理解を促し、地域で個人情報の取扱いのルールづくりが進むよう、地域福祉活動推進の視点から作成した指針を活用した出前講座を実施
福祉避難所の確保	一般的な避難所での生活が困難な障がい者を受け入れるための福祉避難所を確保（施設自体の安全性やバリアフリー化が図られていること、避難スペースや職員の確保などを要件に、障がい者福祉施設等と協定を締結）
避難情報配信システム	避難情報の入手が困難な方を対象に、事前登録された自宅の固定電話等に音声やFAXで避難勧告等の情報を配信

関連する施策

※災害対策については、地域福祉分野の施策 2－4（P. ●●参照）【再掲】

4 新型コロナウイルス感染症

第1部 計画がめざすもの

第2章 福岡市がめざす目標像

1 2040年にもたらされる状況

(1) 客観的な事実に基づく予測

○ <略>

○さらに、2020年（令和2年）には、世界的に新型コロナウイルス感染症が流行しました。アジアのゲートウェイ都市である福岡市は、今後も新興感染症の脅威にさらされる可能性があります。そのため、感染拡大防止の取組みとともに、新しい生活様式を取り入れた施策の推進が必要です。

第2部 施策の基本の方針

第1章 施策の方向性

1 基本的な考え方

○ <略>

○なお、国の動きに留意しながら、国民健康保険や介護保険、国民年金、生活保護などの社会保障制度を適切に運営するとともに、医療体制の確保や各種感染症対策の実施、公衆衛生の向上などの基盤整備を進めます。特に、新興感染症発生時には、効果的な情報提供・啓発や医療提供体制の整備など、感染拡大防止に取り組みます。さらに、日常の地域活動や社会参加活動だけでなく災害時なども含めた様々な場面において、感染防止のための新しい生活様式などを踏まえ、施策を推進します。

○感染症発生動向調査などの情報管理の充実、市民一人ひとりの知識や意識の向上をめざした普及啓発、防疫体制の強化等を図るとともに、感染症が発生した場合には、適切な防疫活動により感染の拡大を防止します。

① 一般防疫の推進

- ・平時より、保健福祉センターを中心として、感染症に関する相談対応、地域団体等に対する健康教育、社会福祉施設や医療機関を対象とした研修会を開催するなど、感染症の発生予防に努めます。
- ・感染症発生時には、その拡大を防止するため、患者・接触者等の健康調査、感染拡大防止の指導等を適切に行います。
- ・また、福岡県等の関係機関と連携し、相互の発生状況など感染症情報の収集・分析と提供・公開を行い、早期の防疫体制の確立を図ります。

② 予防接種の推進

- ・感染症の罹患や重症化及び感染拡大を予防するために、医療機関と連携し、安全で有効な予防接種事業の実施に努めます。
- ・また、予防接種に関する正しい知識の普及・啓発を推進し、広報活動の効果を検証・評価の上、改善を図りながら、適正な実施の確保に努めます。

③ 結核対策の推進

- ・患者の発生動向を正確・迅速に把握しながら、積極的疫学調査に基づき、感染源・感染経路の究明を的確に行い、確実な接触者健診を実施します。
- ・すべての患者に対しDOTS（直接服薬確認療法）を実施し、治療完遂に向けた患者支援を行います。
- ・また、高まん延国出身者ほかハイリスクグループ等に対しては、定期の健康診断の実施促進に努めます。
- ・さらに地域の関係機関等へ適切に情報提供及び研修を行うなど人材育成に努めながら、広く一般への正しい知識の普及・啓発を図ります。

④ エイズ・性感染症対策の推進

- ・HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染者、エイズ・性感染症患者の早期発見・早期治療のため、検査事業・相談事業を推進します。
- ・また関係機関と連携し、MSM（男性間で性行為を行う者）などの個別施策層や若年層を中心とした幅広い世代への正しい知識の普及・啓発を推進し、感染予防及び感染者・患者への差別防止を図ります。

⑤ 肝炎対策の推進

- ・ウイルス性肝炎の早期発見・早期治療のため、医療機関と連携し、検査事業の促進に努めます。
- ・また、患者が安心して適正な治療を受けられるよう、医療費助成制度に関する十分な情報提供と相談受付・フォローアップ体制の整備を図ります。

⑥ 感染症健康危機管理体制の充実

- ・新型インフルエンザ等感染症や新興感染症の流行に備え、個人防護具等の医療資材の整備を行うとともに、検疫所や指定医療機関など関係機関と連携し、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施します。
- ・新型インフルエンザ等感染症の発生時には、国や県の通知、及び「福岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」等に基づき、関係機関と連携の上、全庁的な危機管理体制により迅速に対応し、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を守ります。
- ・特に、新型コロナウイルス感染症などの新興感染症が、指定感染症とされた場合などには、国や県の通知に加え、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、速やかに、市民等に対して正しい情報の提供や必要な支援を行います。また、感染症の拡大防止に向け、保健所体制及び検査体制の強化、医療提供体制の拡充などにより、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう努めます。

【現在の主な事業】

事業名	事業概要
感染症一般防疫	感染症発生動向調査による情報収集及び発生時における感染拡大防止などの防疫活動の実施
各種感染症検査事業	患者の早期発見・早期治療を目的とした各種検査事業（エイズ・性感染症、肝炎ウイルス、風しん、結核）の実施
予防接種事業	感染症の拡大防止等のための、予防接種法に基づく各種予防接種の実施

5 難病

健 康

施策 2－3 難病対策の推進

- 難病患者の経済的な負担を軽減するため、医療費助成を安定的に継続して実施します。
また、難病に対する理解促進を推進するとともに、難病患者の社会参加を支援し、地域社会で尊厳を持って生活できるよう支援の充実に努めます。
- 人工呼吸器使用患者など在宅で療養する重症難病患者に対して、公費による訪問看護などの経済的な支援を行うとともに、介護している家族に対しても支援の充実に努めます。
また、関係機関と連携しながら災害時の支援についても検討を進めています。

【現在の主な事業】

事業名	事業概要
医療費助成事業	指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等に対する医療費の助成、日常生活用具の給付
患者支援関連事業	相談支援事業、難病講演会、小児慢性特定疾病児童等レスパイト支援事業を実施
在宅人工呼吸器使用患者支援事業	難病患者のうち在宅人工呼吸器使用患者への支援
難病患者等訪問指導事業	難病患者等に対し、保健師などが訪問し、療養に必要な保健指導を実施
難病患者等ホームヘルパー養成研修事業	難病患者等のホームヘルプサービスを行うホームヘルパーの養成

関連する施策

※難病患者支援については、障がい者分野の施策〇－〇（P. 〇〇〇）参照

施策 1－4 重度障がい・発達障がい・難病等に関する施策の推進

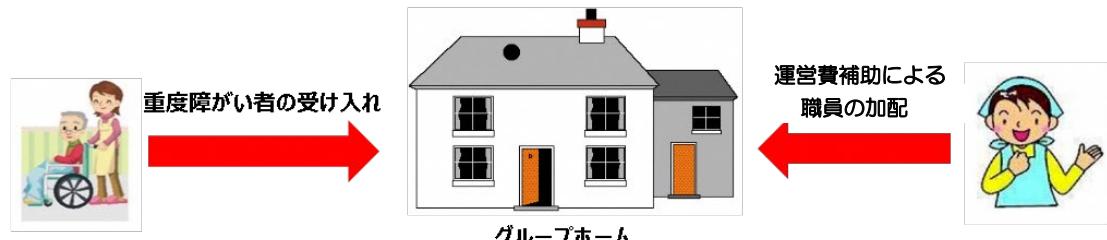
- 重度障がい者を受け入れるグループホーム設置事業者に対して、運営費を補助することで、グループホームにおける重度障がい者の受け入れを促進します。
- 重度障がい者を多く受け入れるグループホームについて、開設費用の補助限度額を引き上げるとともに、既存グループホームに対する消防用設備の設置費を補助するなど、重度障がい者向けグループホームの設置を促進します。
- 重度障がい者向けグループホームの整備推進のため、市有財産も含めた物件の活用などにも取り組みます。
- 事業所の指定相談時や集団指導時などに周知をはかり、医療的ケアが必要な障がい者の受け入れ促進に取り組みます。
- 短期入所の報酬体系について、医療的ケアが必要な障がい者の受け入れ促進や安定的運営に資するよう、他都市と連携し、機会を捉えて国に要望していきます。
- 強度行動障がい者支援研修事業や共同支援事業の継続実施により、民間障がい福祉サービス事業所などへの専門知識や支援技術の拡充を行い、強度行動障がい者の受け入れ事業所の拡大を図ります。
- 強度行動障がい者に対し、支援拠点において個々の行動問題の分析や支援方法を検討・作成し、行動問題の軽減を図るため、24時間体制で集中的に支援し、地域生活への移行を図ります。
- 発達障がい者支援・障がい者就労支援センター（仮称）の整備を進めます。
- 発達障がい者支援センターを中心に、区障がい者基幹相談支援センターなど各関係機関との連携を図り、乳幼児期から成人期までのライフステージを通じた一貫した支援に取り組むなど、発達障がい児・者とその家族に対して、支援体制の強化を図ります。
- 発達障がい者支援センターにおいて、支援者の養成や巡回相談などに取り組むとともに、保護者向け講座の開催や子育てサロン等へのペアレントメンターの派遣など、保護者支援に取り組みます。
- 専門家や団体、事業者、保健・教育・福祉関係者等で構成する発達障がい者支援協議会などを通じて、関係機関・団体の連携を強化し、支援体制の充実を図ります。
- 発達障がいの理解促進のため、啓蒙活動や市民向け講座を実施します。
- 難病患者の経済的な負担を軽減するため、医療費助成を安定的に継続して実施するとともに、障がい福祉サービスを提供します。
- 難病相談支援センターにおいて、療養や日常生活、就学・就労の相談支援、患者交流会等の活動に対する支援、ピアスタッフの育成や活動支援を実施します。また、同センター及び保健福祉センターにおいて、難病に関する講演会・研修会等を開催し、難病に関する理解促進と患者支援に取り組みます。

重度障がい者グループホーム受入促進事業

地域における重度障がい者の居住の場を確保

グループホームにおける重度障がい者の受け入れを促進

重度障がい者を受け入れるためにグループホームの運営に必要な支援をすることで、重度障がい者の受け入れを促進する。



出典：福岡市

【現在の主な事業】

事業名	事業概要
グループホーム【再掲】	主として夜間において、地域で共同生活を営む住居での相談や介護など、日常生活上の援助を実施
重度障がい者グループホーム受入促進事業【再掲】	重度障がい者を受け入れるグループホーム設置事業者に対し、運営費を補助
障がい者グループホーム設置促進事業【再掲】	グループホームの開設にあたり必要となる共用備品購入費、敷金、事業開始前家賃及び消防用設備にかかる費用などを補助
短期入所（福祉型強化・医療型）	介護者が疾病などで一時的に介護ができない場合、医療的ケアが必要な障がい者に対し、施設、病院で宿泊を伴った日常生活上の支援を実施
強度行動障がい者支援事業	地域での安定した生活をめざし、行動問題の軽減及び障がい福祉サービス利用機会の拡充を図るため、共同支援、支援要請研修に加え、支援拠点での集中支援を実施
発達障がい者支援センター（ゆうゆうセンター）【再掲】	発達障がいについて、相談や普及啓発、研修などを実施
発達障がい者支援・障がい者就労支援センター（仮称）の整備	発達障がい者支援と障がい者就労支援を一体的に行うとともに、障がい者の社会参加場として中央フレンドホームの複合施設の整備を実施
世界自閉症啓発デー・発達障がい啓発週間	市民の理解と認識を深めるため、「世界自閉症啓発デー（4月2日）」「発達障がい啓発週間（4月2日～8日）」を中心として各種広報啓発活動を実施
発達障がい支援者向け研修【再掲】	自閉症スペクトラム*の方の支援者を対象に、障がいの特性についての理解を深めるとともに、支援における知識と実践方法を学ぶための研修会を開催
ペアレントメンター養成研修	発達障がいの子どもの保護者が、同じ経験をした先輩として、別の保護者の相談にのり、前向きな子育てのための心理的援助を行う役割を担うペアレントメンターを養成するための研修会を開催
難病患者等医療費助成事業【再掲】	指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等に対する医療費の助成、日常生活用具の給付

事業名	事業概要
難病患者等患者支援事業【再掲】	相談支援事業、難病講演会、小児慢性特定疾病児童等レスパイト支援事業
在宅人工呼吸器使用患者支援事業【再掲】	難病患者のうち在宅人工呼吸器使用患者への支援
難病患者等訪問指導事業【再掲】	難病患者等に対し、保健師などが訪問し、療養に必要な保健指導を実施
難病患者等ホームヘルパー研修	難病患者等のホームヘルプサービスを行うホームヘルパーを養成

関連する施策

※難病対策については、健康医療分野の施策2-3（P.●●参照）

6 ひきこもり

健 康

施策1-5 こころの健康づくり（精神保健対策の推進）

※本資料の4ページを参照

令和2年度第1回高齢者保健福祉専門分科会 議事録案

1 開催日時等

日 時 令和2年8月17日（月） 18時00分～20時00分

場 所 エルガーラホール 中ホール

出席者 別紙の通り

会議次第

I 開会

II 委員紹介

III 議事

(1) 分科会長の選出について

(2) 次期福岡市保健福祉総合計画策定等に係るスケジュール（見直し後）について

(3) 次期福岡市保健福祉総合計画（各論 高齢者分野）の素案について

(4) 第8期福岡市介護保険事業計画の素案について

IV 閉会

2 議事

I 開会

福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会の開催に当たり、本専門分科会委員20名のうち18名が出席し過半数に達しているため、福岡市保健福祉審議会条例第6条第3項並びに第7条第9項の規定により、本日の会議は成立することを報告

また、福岡市情報公開条例に基づき本審議会は原則公開となっている旨を報告

II 委員紹介

前回の専門分科会（令和元年11月）以降に就任された1名の委員を、事務局より紹介

III 議事

(1) 分科会長の選出について

福岡市保健福祉審議会条例第7条第4項の規定により、委員の互選を行い、藤原委員を分科会長に選出

(2) 次期福岡市保健福祉総合計画策定等に係るスケジュール（見直し後）について

【分科会長】

議事 (2) 次期福岡市保健福祉総合計画策定等に係るスケジュール（見直し後）について、事務局から説明いただきたい。

【事務局】

(資料1により説明)

【分科会長】

ただいまの事務局の説明に対し、何かご意見等あればいただきたい。

【委員】

コロナの対応で遅れたこともあるかと思うが、大きな変化として来年4月から社会福祉法の改正が施行となった。これは共生社会という分野横断的な改革につながる動きとなる。福岡市としてどのような対策を考えているのか。

【事務局】

配布している参考資料4の地域分野・基本目標5・包括的な相談支援・ネットワークの充実に記載している(5-4)複合的な課題解決に向けた連携強化をご確認いただきたい。

委員の皆様にご意見を伺いながら、包括支援を議論させていただければと考えている。

【委員】

文言で言えばこのような内容になるかと思うが、具体的には高齢者福祉計画に細かく関係してくるのではと考える。反映させる内容を事前に準備しておかなければ、来年度からの国の施行と福岡市としての計画の整合性が問題となる恐れがあり、互換していくことが必要と考える。

(3) 次期福岡市保健福祉総合計画(各論 高齢者分野)の素案について

【分科会長】

議事(3)次期福岡市保健福祉総合計画(各論 高齢者分野)の素案について、事務局から説明いただきたい。

【事務局】

(資料2-1, 2-2, 2-3により説明)

【分科会長】

ただいまの事務局の説明に対し、何かご意見等あればいただきたい。

【委員】

私から3点意見を申したい。

まず1点目は、生活交通の確保についてである。

資料2-2の16, 20, 22ページに記載がある。高齢者分野の基本理念に2040年には3人に1人が高齢者となる。高齢者は一部の弱者ではなく、市民全体で大きな割合を占めることになるた

め、住みやすい街づくりが求められる。16, 22 ページにも買い物支援等の生活支援との記載があるが、高齢者の運転事故が社会問題にもなっていることから、移動支援、公共交通機関の確保が重要だと考える。近年、福岡市ではアイランドシティで新たなA I を活用したモビリティサービス「のるーと」を提供しており、公共交通も長寿社会を踏まえて大きく変わってきていると感じている。福岡市には生活交通条例があるが、公共交通空白地や交通不便地を対象としたものであり、超高齢社会を迎えた今、高齢者をはじめ、誰もが利用しやすい移動サービスや公共交通の確保が求められると考える。買い物支援等の生活支援とあわせて、新たな生活交通の確保の記載を検討いただければと考える。

2点目は、高齢者の住まいについてである。

素案の中の 22 ページの上段部分に「セーフティネット住宅入居支援事業」の説明がある。これは福岡市が令和 2 年度から取り組んでおり、現在募集をしている事業だと伺っている。入居支援は、①最大 200 万円の改修費補助、②家賃低廉化補助として月額最大 4 万円の補助を 10 年間行う、③家賃債務保証業者に対し最大 6 万円の補助を行うことが示されている。「委員意見」にもあるように、高齢者が賃貸に入居する場合、家賃が安価な点や保証人不要、バリアフリーはとても重要な要素だと考えるので、せっかく市として取り組んでいるなら 3 つの柱を分かりやすく記載していただければ市民にも伝わりやすいのではないかと考える。

3 点目が、認知症フレンドリーなまちづくりの推進についてである。

46 ページ (7) 成年後見制度の利用が記載されている。それを踏まえ、47 ページに施策の方向性として、成年後見制度が必要な人の早期発見・支援につながる環境づくりを掲げており、これを受け 49 ページ に地域連携ネットワークづくりに取り組むとのことであるが、成年後見人制度について福岡市は令和 2 年度から新たに成年後見人制度を利用しやすい社会にするための取り組みを示している。成年後見人制度は高齢者だけでなく、知的や精神障がい者も含めた権利擁護のための制度なので、地域福祉分野の計画に記載されているが、数としては認知症高齢者の人が大半を占めている。今後ますます認知症への必要な制度として、国の認知症施策推進大綱では、2021 年度までにすべての市町村に成年後見利用促進のための中核機関を設置することを K P I として掲げており、市としても現在開設準備を進めているため、ぜひ記載の追加をお願いしたい。49 ページ「施策 5-3 認知症の人や家族への支援の充実」の下段にある地域連携ネットワークづくりに続けて、成年後見制度を利用しやすい社会を作っていくための取組みなど、表記は事務局にお任せするので、お願ひできればと考える。

現在の主な事業として、50 ページ に成年後見制度利用支援事業の記載しかない。今年度より、中核機関開設準備事業も実施しているので、同事業にも触れた方がいいのではないかと考える。

【委員】

3 点ある。

1 つ目は、介護サービスの質と向上についてである。

次回成果指標を確認していく上で、何をもって質を向上していくのか非常に悩ましいところ

だと考える。今まででは必要な方に必要な介護サービスを提供していたが、1対1の関係で充足ということなのか、もしくは福岡市全体でどの事業所でも一定レベルの介護事業を受けられるサービスを提供するということなのか。一部の事業所だけがレベルアップするのではなく、どの事業所もある程度の質の向上を目指すのであれば、その旨記載が必要かと考える。

2つ目に、住宅の質の向上とは何をイメージしているのか不透明であった。

この内容を保健福祉局がやるべきことなのかも含め、どのようなことを目指しているのか説明していただきたい。

3つ目は、就労分野についてである。

高齢者が新しい仕事に就くより40～50代の方が継続して仕事を続けていくことで就労者は増えると考える。資料2-2の33ページにある施策3-2就業の支援で、事業者に対し、高齢者の雇用拡大を働きかけると記載されているが、まずは働いている方に継続してもらうよう、60歳を超えて雇用継続できる体制が重要だと考える。

加えて、高齢者を雇用する上での課題解決に向けた支援を行うとの内容について、事業者に対し、どのような支援を考えているのかイメージがわからなかった。

【事務局】

生活交通に係る部分と、住宅に関する内容について回答する。ご意見いただいた内容については、住宅都市局が対応しているところでもあり、保健福祉局とも関連するところもあるので、ご意見を踏まえ、住宅都市局と協議し、次回の分科会にて結果を報告させていただきたい。

【事務局】

認知症の人の権利擁護について、地域分野の計画において権利擁護の体制やサービスの利用支援等をしっかりと記載していきたいと考えている。

【事務局】

サービスの質の向上については、どの地域でも質の高いサービスを提供できるように検討させていただければと考えている。

【事務局】

2点ご質問をいただいた。

まず1点目の雇用継続拡大の件について、国の方針としても高齢者雇用安定法にて、70歳までの就労の確保を進めているので、この点も踏まえ、雇用継続の確保に努めていきたいと考えている。

もう1点、高齢者が働く環境や就業規則の改正の問題など細々した内容について、丁寧な支援を行っていきたいと考えている。

【委員】

冒頭で社会福祉法の改正や共生社会に向けての新しい動きについてお伝えしたが、関連して資料 2-2 の 42 ページに生活支援サービスの提供があるが、今まで考えていた支援サービスのカテゴリーにとどまっているように思う。しかし、今後、共生社会に向けての生活支援サービスは多様なかたちで問題提起されてきている。例えば、具体的な課題として、ダブルケアやヤングケアラーなどが挙げられる。子育てと介護を同時にを行う場合、どのような支援が必要なのかという点は検討課題と考える。社会福祉協議会や地区の取り組みを考えれば、内容をピックアップして紹介してもいいと思える。

【事務局】

社会福祉法が改正され、今まで提供していたようなサービスではなく、地域の中や多方面と連携して、一方的に支えられるだけでなく、支える側・支えられる側が相互に協力しあうように、地域共生社会の理念を反映させることが必要だと考える。

地域分野においても、様々な複合的な課題の解決に地域の方と連携して取り組んでいきたいと考えている。

【委員】

資料 2-3 の 14~15 ページ、資料 2-2 の 40 ページについての委員意見が記載されているが、その中で、幼少時から介護に出会うや教育で教えるべきなどとあるが、資料 2-2 の 40 ページにもっと踏み込んで記載して欲しい。

【事務局】

資料 2-2 の 40 ページの下段については、今回の委員のご意見を参考にさせていただきたい。

【委員】

資料 2-2 の 18 ページにある介護人材の確保ということで、現実的にどのように介護人材を確保していくのかが課題だと考える。今回のコロナの件でヘルパーが減少しているが、約 20 年前介護保険制度がスタートした時からヘルパーをしている人は高齢となり引退している人もいて、ヘルパーの数は減少している。

もう 1 点、34 ページに介護予防の推進がある。介護予防教室や A I を活用したケアプランの作成システムなど記載されているが、どのような内容で介護予防とするのか定義が必要と考える。一般市民が見た時にわかるような図表があればよいと考える。

【事務局】

介護予防事業については、計画の中には 30 ページにイメージ図を掲載している。12 事業を組み立て展開しており、一般市民が、介護が必要となった後の重度化防止、一方で介護を必要していない方には、要介護にならないよう取り組み内容を示していくことが必要かと考えている。

【委員】

買い物支援について、福岡市はデイケアやデイサービスを展開する社会福祉法人が多いため、日中は送迎ボランティアにも取り組めるのではないかと考える。実際にやっているのであれば、今までの取組みに加え、もう少し地域密着型で積極的に運営を増やすことも必要だと考える。

私も、家族の会のほかに、現在、特別養護老人ホームの施設長をやっているが、地域の協議会から買い物支援ができないかとの話があり、今年から当法人で月に1度、2時間程度であればと、買い物支援を開始した。地域によってはスーパーが減少しており、買い物難民が増えてきている。コロナの影響で人数を制限しているが、他の地域からも要望が出ている。他地域で協力できる方をサポートしていくという協力を得ながら法人として取り組んでいる。取組み方法を考えることで、医療法人や社会福祉法人への働きかけも可能だと考える。

また、災害時の支援体制作りにおいて、今の時期は災害が多く、ライフラインがストップする懸念も多い。井戸など地域資源で活用できるものがあるのではないかと考える。地域の中で活用できるものを取り込んでいくことが必要である。

【委員】

今の災害対策に関連するが、先日の豪雨災害時に避難所にて最も対応に苦慮した点が、感染症に対する対策である。これまで大きな対策を取っていなかったために、仮に感染者が発生した場合への対策が急務となり大変であった。コロナが収束することを祈っているが、感染症対策は必須と考える。

もうひとつの問題は、高齢者にはペットを飼っている方も多く、ペットと一緒に避難したいという実状がある。一緒になければ避難しないことを選択される方もおり、災害が重なることで、この課題にもどのように向き合うかも検討事項である。

また、一時避難所の他に車中泊する人も多く、車中泊の場合、「トイレはどうするのか」など、新たな避難形態も検討する必要がある。他にも一時避難所には全国から支援物資が届くが、車中泊の方に届けたい場合、どこにいるか不明なために届けられないことがある。災害弱者は高齢者が多くを占めるが、検討していく必要があると考える。

(4) 第8期福岡市介護保険事業計画の素案について**【分科会長】**

議事(4)第8期福岡市介護保険事業計画の素案について、事務局からご説明いただきたい。

【事務局】

(資料3-1, 3-2, 3-3, 3-4により説明)

【分科会長】

ただいまの事務局の説明に対し、何かご意見等あればいただきたい。

【委員】

2点お話を伺いたい。

1つは、資料3—3の22ページの日常生活圏域についてである。

中学校区単位での記載にとどめるのか、もしくはもう少し細分化した単位にするのか検討課題だと考える。福岡市のような大都市では中学校区単位でも広範囲となっている。個人的な意見としては、地区社協や民生委員、自治会長まで記載した方が良いと考えており、検討をお願いしたい。

もう1つ、地域包括ケアシステムを構築する上で、総合事業が大きく影響すると考えるが、進め方として協議体だけでなく、法人格を持ったものまで地域共生社会を目指して設定できるようになってくる。新しい扱い手像を検討して記載すべきだと考える。

【事務局】

資料3—3の22ページ、日常生活圏域について中学校区単位と記載しているのは、国が示しているため内容に沿った表記としている。ただし、ご指摘の通り、福岡市の場合は中学校区単位でも広範囲のため、圏域の設定を細分化するかどうかは別としても、ご意見の内容を検討させていただきたい。

総合事業については、介護事業だけではカバーしきれない部分があり、多様な主体を検討する必要性がある。もう少し掘り下げることも再検討したい。

【委員】

資料3—3の48ページのケアマネジメントの適正化との記載があるが、ケアプラン点検等の各市町村の事務担当と協議し、県と連携を図りながら研修を実施している。実地指導に関しても同様に昨年から研修を行っている。

【委員】

介護職員の離職状況について、リアルな数値が示されており、現状を正面から受け止める必要がある。資料3—3の30ページ、(3)福祉・介護人材の確保について記載されているが、離職率に関する言及が明確に示されていない。なぜ福岡市は離職率が高止まりしているのかの理由を明記し、もう少し踏み込んだ内容を記載しなければならないと考える。離職率の高さは課題である。施策の方向性と展開の項目にて、介護サービス事業者の経営力強化との記載はあるが、現状をもう少し具体的に踏み込み、施策の方向性と展開に記載することが必要と考える。離職率を低下させ、定着率を高めることを実現しなければ、サービスの質を高める取組みに対して、絵に描いた餅で終わってしまう可能性があると考える。

【委員】

ご意見に追加して、介護人材の中でもサービス内容によってある程度人材確保できている事

業所と、本当に深刻な状況の事業所との差が生じている。特に訪問介護は今後さらに深刻な状況となることが予測されている。詳細までは言及されていないため、真剣に捉えていないように感じる。きちんと認識することで、課題が浮き彫りになると考える。

【委員】

2点質問がある。

まず1点目、資料3—3の25ページ、地域包括ケアの推進についてである。

利用者本人の自己選択・自己決定を主軸にしていただきたいと考える。利用者本人が望むプランを構築するための仕組みづくりを念頭に置くことが必要で、未だに利用者本人の意思とは異なるケアプランが組まれているケースがある。このような事例を食い止めるための取組みが求められる。

もう1点、44ページ（ウ）地域密着型サービスの外部評価の項目に、「この評価結果の積極的な活用を働きかけます」と記載されているが、具体的にどのようにサービスの外部評価を行っているのか、もう少し可視化できればよい。

【事務局】

外部評価については、再度検討する。

【事務局】

介護人材の確保について、①なぜ離職率が高いのか、②訪問介護の人材不足が顕著となっており、どのように対策を講じるかとのご意見をいただいた。①離職率の高さの理由は、理想と現実の違いにより早期退職となるケースが多いことが挙げられる。このような内容を記載するかどうか検討したい。②訪問介護の人材不足については、調査結果から認識している。今回、福祉人材という大きなカテゴリーの中で、どのように人材確保していくのかと記載させていただいているので、ご意見をどのように反映できるか検討させていただきたい。

【委員】

最近、歯科医が行う口腔ケアが認知症予防につながるというデータが出ている。家族の会としては、歯科医と一緒に勉強会の実施を検討している。介護予防について、在宅医療提供体制の構築の中に、歯科医と認知症予防に取り組む内容を記載していただければと考える。ぜひ検討をお願いしたい。

【分科会長】

資料3—3の36ページにある、在宅医療の問題点について、実際福岡市医師会と連携し、各7区で在宅医療を担う医師を増やすことなどを検討している。その中で課題として挙がるのは、患者が、在宅医療にどの程度求めているのかという点である。在宅医療への参入を視野に入れている医師に対し、参入すべきか悩ましい部分である。欧米に比べ、日本は主治医制度を重要視し

ており、働き方改革により大学病院でも問題となるのは、同一医師による診察対応ができるかという点である。

実際、医師会の中には在宅医療に特化した医師もいる。一つのモデルケースとして、尾道医師会で、病院がそのまま外に出たようなビジネスモデルを推進していた。福岡市は、医療資源に恵まれており、大規模病院も多く、救急医療も発達している。では医師会としてどのようなことを取組むのかというと、アンケート結果を確認する限り、自宅で最期を迎える人には抗がん剤治療を自宅でして欲しいという人ではない。在宅医療に取組むためにどうすべきか、スペシャリストは車に必要な医療器具を積み込んでいる。我々が考える在宅医療は、通院困難となった場合に、在宅医療へシフトするイメージである。仮に状態が悪化したとしても、在宅で看取りも可能なのが理想形である。

ところが家族からすると、在宅医療の場合、放置されているように感じてしまい、状態が悪化した場合は救急病院へ連れて行く人もいる。患者や家族への意識も教育していかなければ簡単に在宅医療と言っても、想定していた内容との違いにギャップを感じる可能性がある。このような内容に苦慮しているが、現状はコロナの影響で議論が進んでいない。何が高齢者にとって幸せなのかという点が論点になると考える。

歯科医との関連でいうと、口腔ケアが肺炎予防につながるとのデータも出ている。我々も薬剤師会と歯科医師会で連携を図っている。

【分科会長】

他にご意見等あればいただきたい。

【各委員】

<質問等なし>

【分科会長】

それでは、これにて議事等を終了し、事務局にお返しする。

IV 閉会

○福岡市保健福祉審議会条例

平成 19 年 3 月 15 日

条例第 11 号

(設置)

第 1 条 社会福祉をはじめとした保健福祉施策を総合的に推進するため、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号。以下「社福法」という。)第 7 条第 1 項に規定する地方社会福祉審議会、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号。以下「障基法」という。)第 36 条第 1 項に規定する合議制の機関及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号。以下「精神保健福祉法」という。)第 9 条第 1 項に規定する地方精神保健福祉審議会として、福岡市保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平成 23 条例 33・平成 24 条例 10・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議し、市長の諮問に答え、意見を述べるほか必要な事務を処理するものとする。

- (1) 社福法第 7 条に規定する社会福祉に関すること。
- (2) 障基法第 36 条第 1 項に規定する障がい者施策に関すること。
- (3) 精神保健福祉法第 9 条に規定する精神保健及び精神障がい者福祉に関すること。
- (4) その他市長が特に必要と認めること。

(平成 23 条例 33・平成 24 条例 10・一部改正)

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 35 人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員)

第 4 条 審議会の委員及び臨時委員は、社福法第 8 条及び第 9 条第 2 項に規定する者のうちから、市長が任命する。

- 2 委員及び臨時委員の任命に当たっては、審議会が様々な障がい者の意見を聴き障がい者の実情を踏まえた調査審議を行うことができるよう、配慮するものとする。
- 3 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 6 委員及び臨時委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(平成 24 条例 10・平成 26 条例 50・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第 5 条 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 審議会は、専門の事項を調査審議するため、次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議するものとする。

- (1) 地域保健福祉専門分科会 地域保健福祉に関する事項
- (2) 高齢者保健福祉専門分科会 高齢者の保健福祉に関する事項
- (3) 障がい者保健福祉専門分科会 社福法第11条第1項に規定する身体障がい者の福祉に関する事項
その他障がい者の保健福祉に関する事項
- (4) 健康づくり専門分科会 健康づくりに関する事項
- (5) 民生委員審査専門分科会 社福法第11条第1項に規定する民生委員の適否の審査に関する事項
- 2 審議会は、前項各号に定める事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じその他の専門分科会を置くことができる。
- 3 専門分科会の委員は、審議会の委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する。
- 4 専門分科会に専門分科会長(以下この条において「分科会長」という。)及び副専門分科会長(以下この条において「副分科会長」という。)を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 分科会長は、専門分科会の会務を総理する。
- 6 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 専門分科会は、必要があると認めるときは、会議に参考人の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 8 審議会は、法令に定めがあるもののほか、規則で定めるところにより、専門分科会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。
- 9 前条の規定は、専門分科会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「分科会長」と、「委員の4分の1」とあるのは「専門分科会の委員の4分の1」と、「委員及び議事に關係のある臨時委員」とあるのは「専門分科会の委員」と読み替えるものとする。

(審査部会)

第8条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項に規定する審査部会は、障がい者保健福祉専門分科会に置くものとする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による廃止前の福岡市社会福祉審議会条例(平成12年福岡市条例第16号。次項において「廃止前の社会福祉審議会条例」という。)による福岡市社会福祉審議会並びにその委員長、副委員長、委員及び臨時委員は、それぞれ、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)において、この条例の規定により置かれた審議会並びにその委員長、副委員長、委員及び臨時委員となるものとする。

3 廃止前の社会福祉審議会条例による福岡市社会福祉審議会に置かれた地域福祉専門分科会、高齢者福祉専門分科会、障がい者福祉専門分科会及び民生委員審査専門分科会並びに審査部会並びにそれらの専門分科会長、専門分科会副会長及び専門分科会の委員は、それぞれ、施行日において、この条例の規定により置かれた地域保健福祉専門分科会、高齢者保健福祉専門分科会、障がい者保健福祉専門分科会及び民生委員審査専門分科会並びに審査部会並びにそれらの専門分科会長、副専門分科会長及び専門分科会の委員となるものとする。

4 この条例の施行の際現に委員である者の任期は、平成21年1月20日までとする。

(福岡市社会福祉審議会条例等の廃止)

5 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 福岡市社会福祉審議会条例

(2) 福岡市障がい者施策推進協議会条例(昭和52年福岡市条例第22号)

(3) 福岡市精神保健福祉審議会条例(平成8年福岡市条例第15号)

附 則(平成23年12月22日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月29日条例第10号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成24年規則第78号により平成24年5月21日から施行)

附 則(平成26年3月27日条例第50号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

○福岡市保健福祉審議会条例施行規則

平成 20 年 3 月 31 日

規則第 36 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、福岡市保健福祉審議会条例(平成 19 年福岡市条例第 11 号。以下「条例」という。)第 10 条の規定に基づき、福岡市保健福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第 2 条 条例第 7 条第 8 項の規定により審議会の決議とする事項は、次の各号に掲げる専門分科会の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- (1) 地域保健福祉専門分科会 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条に規定する市町村地域福祉計画に関する事項
- (2) 高齢者保健福祉専門分科会 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 8 第 1 項に規定する市町村老人福祉計画に関する事項及び介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画に関する事項
- (3) 障がい者保健福祉専門分科会 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画に関する事項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画に関する事項
- (4) 健康づくり専門分科会 健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 8 条第 2 項に規定する市町村健康増進計画に関する事項
- (5) 条例第 7 条第 2 項の規定により置かれた専門分科会 あらかじめ審議会の委員長が定めた事項

2 専門分科会長は、専門分科会における調査審議の結果を審議会の委員長に報告するものとする。

(平成 23 規則 93・平成 25 規則 15・一部改正)

(部会)

第 3 条 専門分科会長が必要と認めるときは、専門分科会に部会を置くことができる。

2 部会の委員は、専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから専門分科会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を総理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査部会)

第 4 条 条例第 8 条に規定する審査部会は、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 社会福祉法施行令(昭和 33 年政令第 185 号)第 3 条第 1 項に規定する身体障がい者の障がいの程度の審査
- (2) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 2 項に規定する医師の指定に当たっての意見
- (3) 更生医療を担当する医療機関の指定等に当たっての意見

2 前条第3項から第5項までの規定は、審査部会について準用する。

(規定外の事項)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(福岡市社会福祉審議会条例施行規則の廃止)

2 福岡市社会福祉審議会条例施行規則(平成12年福岡市規則第99号)は、廃止する。

附 則(平成23年12月22日規則第93号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年2月7日規則第15号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。